

# 神戸学院大学における知的財産 活動の取組

大学知的財産セミナー

2008年11月19日

知的財産特別顧問 兼久 秀典

(kanehisa@j.kobegakuin.ac.jp)

1. 私立大学の産学連携等の実施状況
2. 神戸学院大学の知財活動の現状と計画
3. 知的財産活動で注意しておきたいこと
4. 企業に学ぶ知的財産活動事例

# 1. 私立大学の産学連携等の実施状況



独立行政法人

# 工業所有権情報・研修館

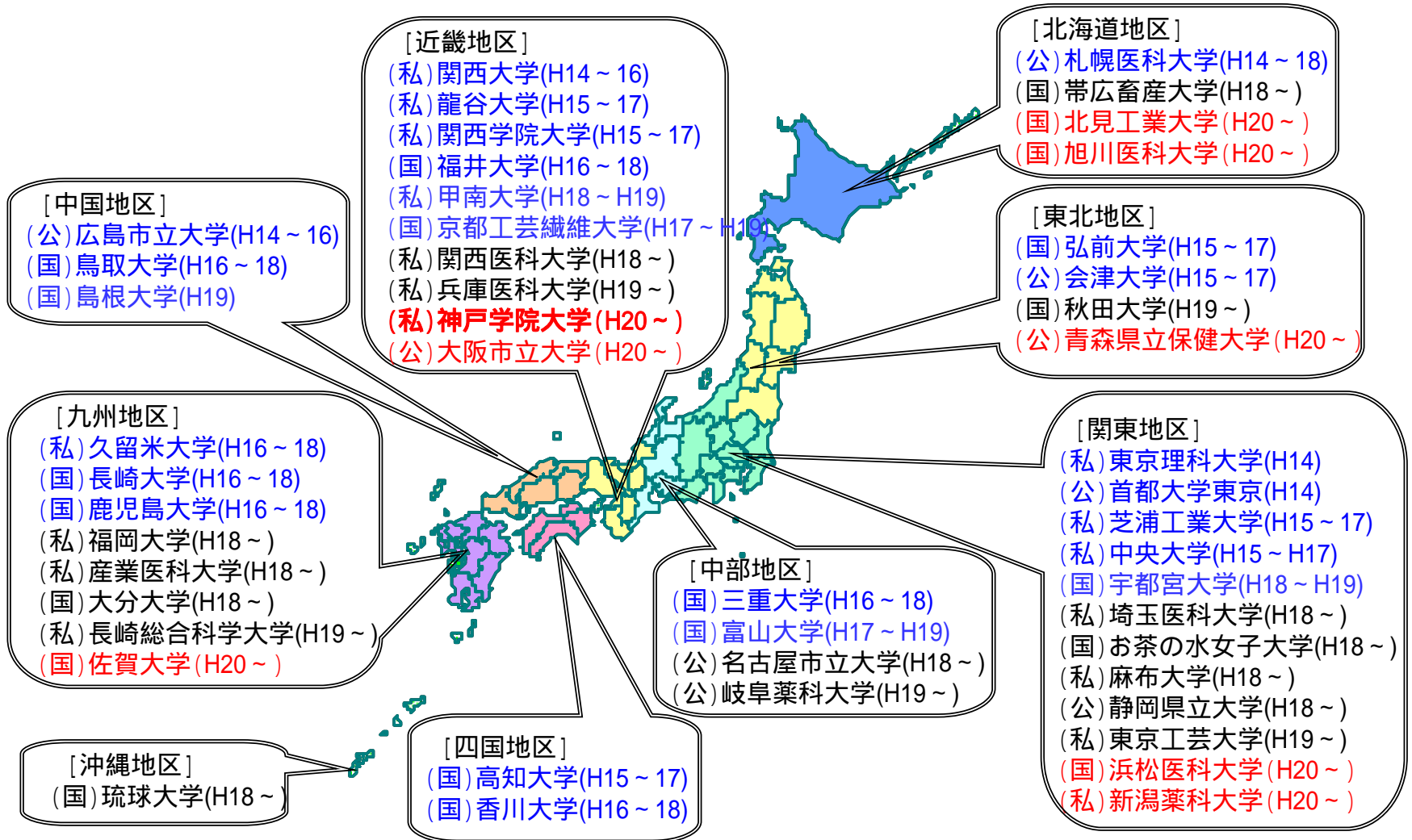
INPIT National Center for Industrial Property Information and Training

- 工業所有権総合情報館 (特許庁2階の図書館)
- 特許電子図書館 (IPDL)
- 特許流通促進事業
- 工業所有権相談事業
- 研修事業
- 人材育成事業

**大学知的財産アドバイザー派遣事業**

(大学が自立して知的財産部門を運営できるように支援する。)

# 大学知的財産アドバイザー派遣大学



赤字は、平成20年度から大学知的財産アドバイザーを新規に派遣した大学(8大学)  
 黒字は、平成18年度から大学知的財産アドバイザーを継続派遣中の大学(16大学)  
 青字は、平成19年度までに大学知的財産アドバイザー派遣終了の大学(24大学)

# 「大学知的財産本部整備事業」実施機関

平成15年度～  
平成19年度

## 中国・四国地区

広島大学  
山口大学  
徳島大学

特色ある知的財産管理・活用機能  
支援プログラム対象機関  
岡山大学

## 九州地区

九州大学  
熊本大学

特色ある知的財産管理・活用機能  
支援プログラム対象機関  
九州工業大学

## 近畿地区

京都大学  
大阪大学  
神戸大学  
奈良先端科学技術大学院大学  
大阪府立大学  
立命館大学

## 北海道・東北地区

北海道大学  
岩手大学  
東北大学

## 中部地区

山梨大学  
静岡大学  
名古屋大学  
北陸先端科学技術大学院大学

特色ある知的財産管理・活用機能  
支援プログラム対象機関  
金沢大学  
新潟大学ほか4機関  
信州大学  
岐阜大学  
名古屋工業大学  
豊橋技術科学大学

## 関東地区

筑波大学  
群馬大学・埼玉大学  
東京大学  
東京医科歯科大学  
東京農工大学  
東京工業大学  
東京海洋大学  
電気通信大学  
横浜国立大学  
慶応義塾大学  
東海大学ほか2機関  
東京理科大学ほか2機関  
日本大学  
明治大学  
早稲田大学  
情報・システム研究機構ほか3機関

特色ある知的財産管理・活用機能  
支援プログラム対象機関  
首都大学東京

合計43件  
はスーパー産学官  
連携本部選定機関

(6機関(H17～))  
を示す。

【出典：平成18年度総合科学技術会議  
知的財産戦略専門調査会(第32回)  
資料4「文部科学省における主な産学  
官連携・知的財産施策について」】

# 承認された48 TLO (20年4月現在)

( )内は主な提携大学

新潟ティーエルオー(新潟大等)

信州TLO(信州大、長野高専)

北海道ティー・エル・オー(北大等)

東北テクノアーチ(東北大等)

金沢大学ティ・エル・オー(金沢大、石川高専)

富山大学知的財産本部(富山大)

関西ティー・エル・オー(京大、立命館大等)  
 大阪産業振興機構(阪大等)  
 新産業創造研究機構(TLOひょうご)(関西学院大等)  
 奈良先端科学技術大学院大学産学官連携推進本部  
 (奈良先端大)  
 神戸大学支援合同会社(神戸大)

岡山産業振興財団(岡山大等)

ひろしま産業振興機構(広島大等)

山口ティー・エル・オー(山口大)

北九州産業学術推進機構(九工大等)  
 産学連携機構九州(九大)  
 長崎TLO(長崎大等)  
 佐賀大学TLO(佐賀大)

くまもとテクノ産業財団(熊本大等)

鹿児島TLO(鹿児島大等)

みやざきTLO(宮崎大等)

大分TLO(大分大等)

浜松科学技術研究振興会(静岡大等)

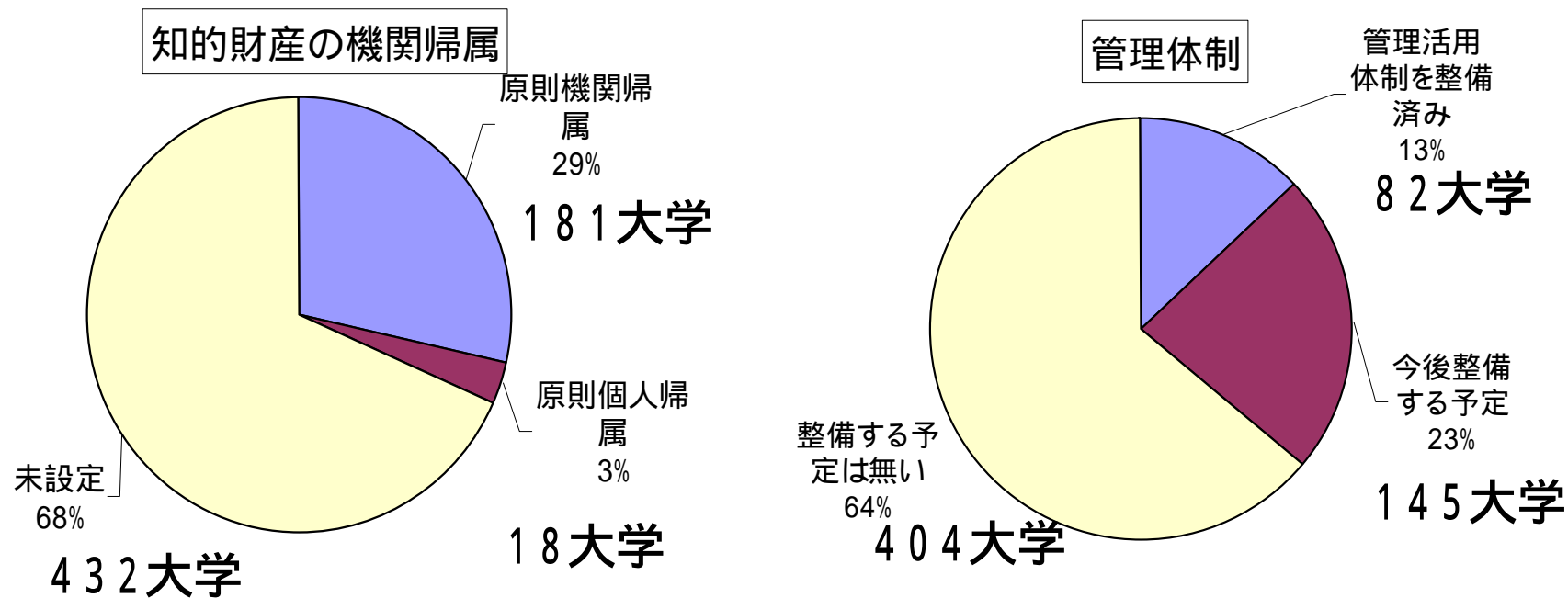
名古屋産業科学研究所(名大、岐阜大等)  
 三重ティーエルオー(三重大等)  
 豊橋キャンパスイノベーション(豊橋技科大)

テクノネットワーク四国(徳島大、香川大、愛媛大、高知大等)

**[取消]筑波リエゾン研究所(筑波大)**

先端科学技術インキュベーションセンター(東大)  
 生産技術研究奨励会(東大生産技術研究所)  
 農工大ティー・エル・オー(農工大)  
 よこはまティーエルオー(横国大、横浜市大等)  
 日本大学国際産業技術・ビジネス育成センター(日大)  
 早稲田大学産学官研究推進センター(早大)  
 慶應義塾大学知的資産センター(慶大)  
 東京電機大学産学官交流センター(電機大)  
 明治大学知的資産センター(明大)  
 タマティーエルオー(工学院大、東洋大、首都大学東京等)  
 キャンパスクリエイト(電通大)  
 日本医科大学知的財産・ベンチャー育成センター  
 (日医大、日獣医大)  
 東京理科大学科学技術交流センター(理科大等)  
 オムニ研究所(長岡技科大、兵庫県立大等)  
 千葉大学産学連携・知的財産機構(千葉大)  
 東京工業大学産学連携推進本部(東工大)  
**[取消]理工学振興会(東工大)**  
 群馬大学TLO(群馬大)  
 東海大学産学官連携センター(東海大)  
 山梨大学産学官連携・研究推進機構(山梨大)  
**[取消]山梨ティーエルオー(山梨大)**  
 東京医科歯科大学(医科歯科大)

# 私立大学の 知財の機関帰属と管理体制の整備



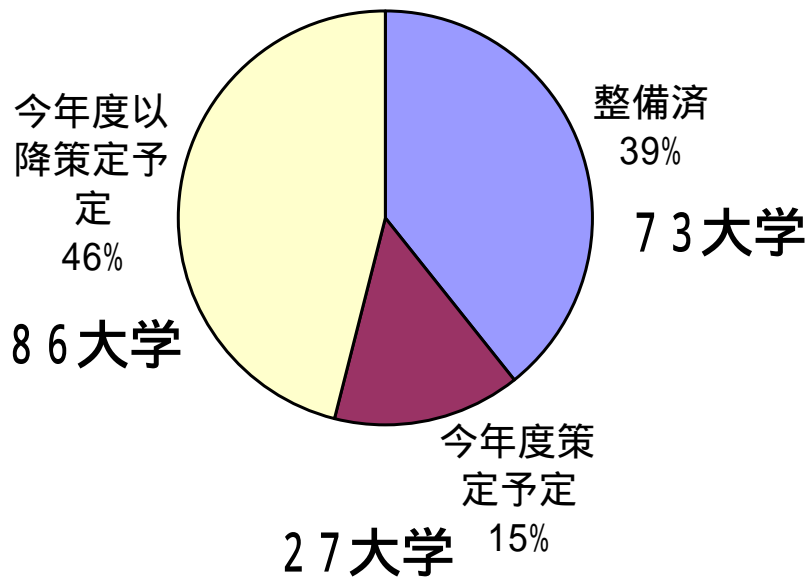
## 私立大学631大学の現状

出典：平成19年度大学等における産学連携等実施状況調査(文部科学省)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/sangakub/08080708.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakub/08080708.htm)

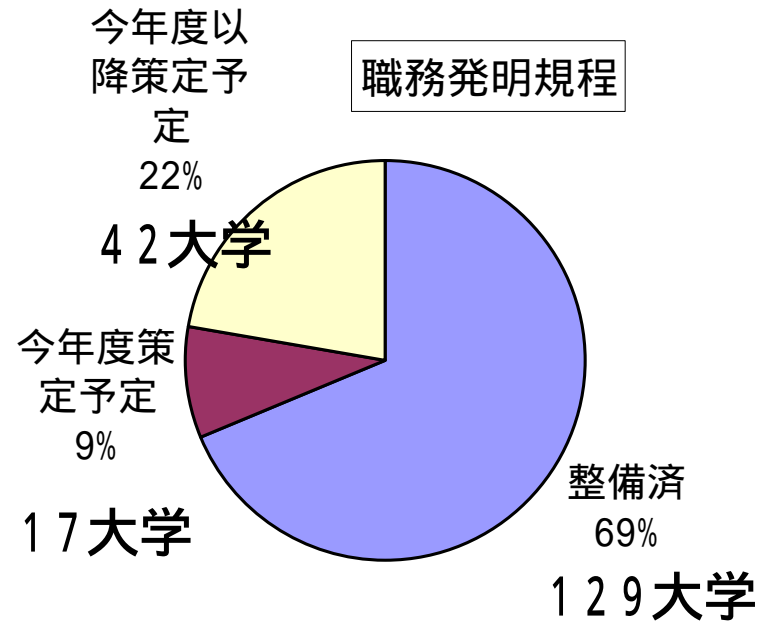
# 私立大学の 知財ポリシー、発明規程の整備状況

知財ポリシー



回答: 186大学

職務発明規程

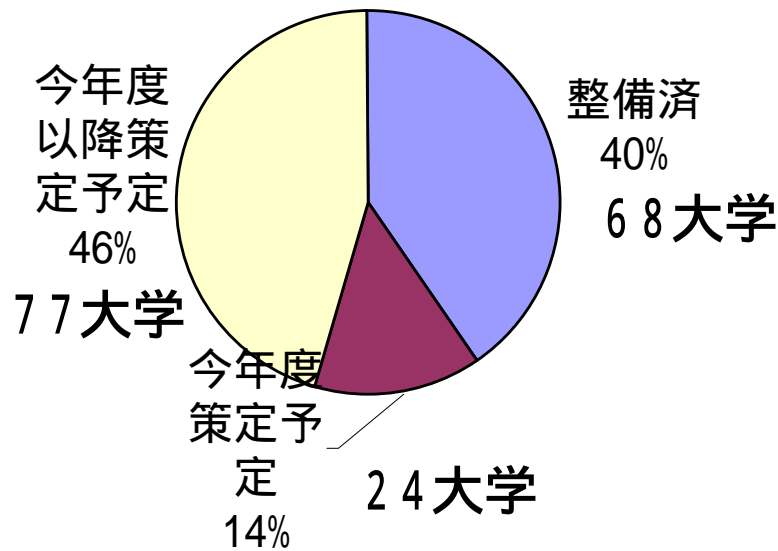


回答: 188大学



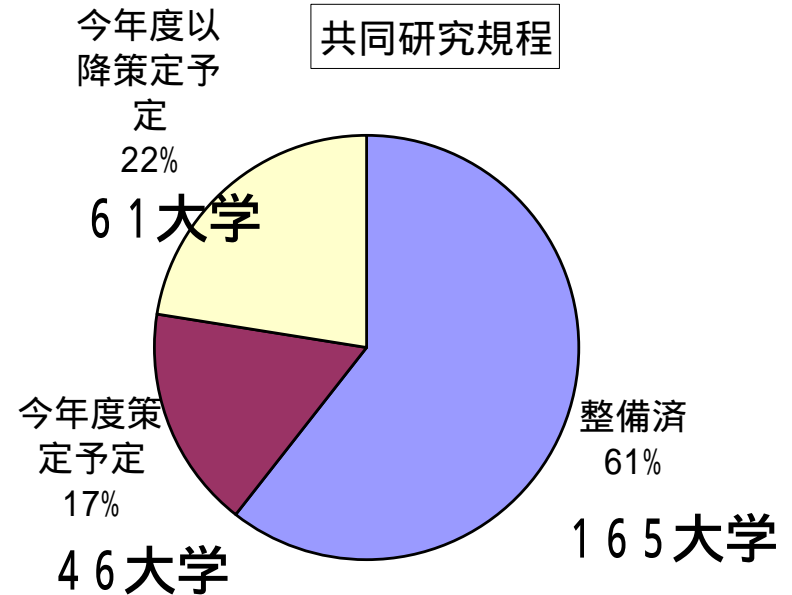
# 私立大学の 学生守秘義務、共同研究規定整備状況

学生守秘義務



回答: 169大学

共同研究規程



回答: 272大学

## 2. 神戸学院大学の知財活動の 現状と計画

# 神戸学院大学憲章(抜粋)

わたしたちは、神戸学院大学をさらに発展させるため、ここに憲章を定め、一人ひとりが自覚と責任をもってこれを実践いたします。

## ○建学の精神

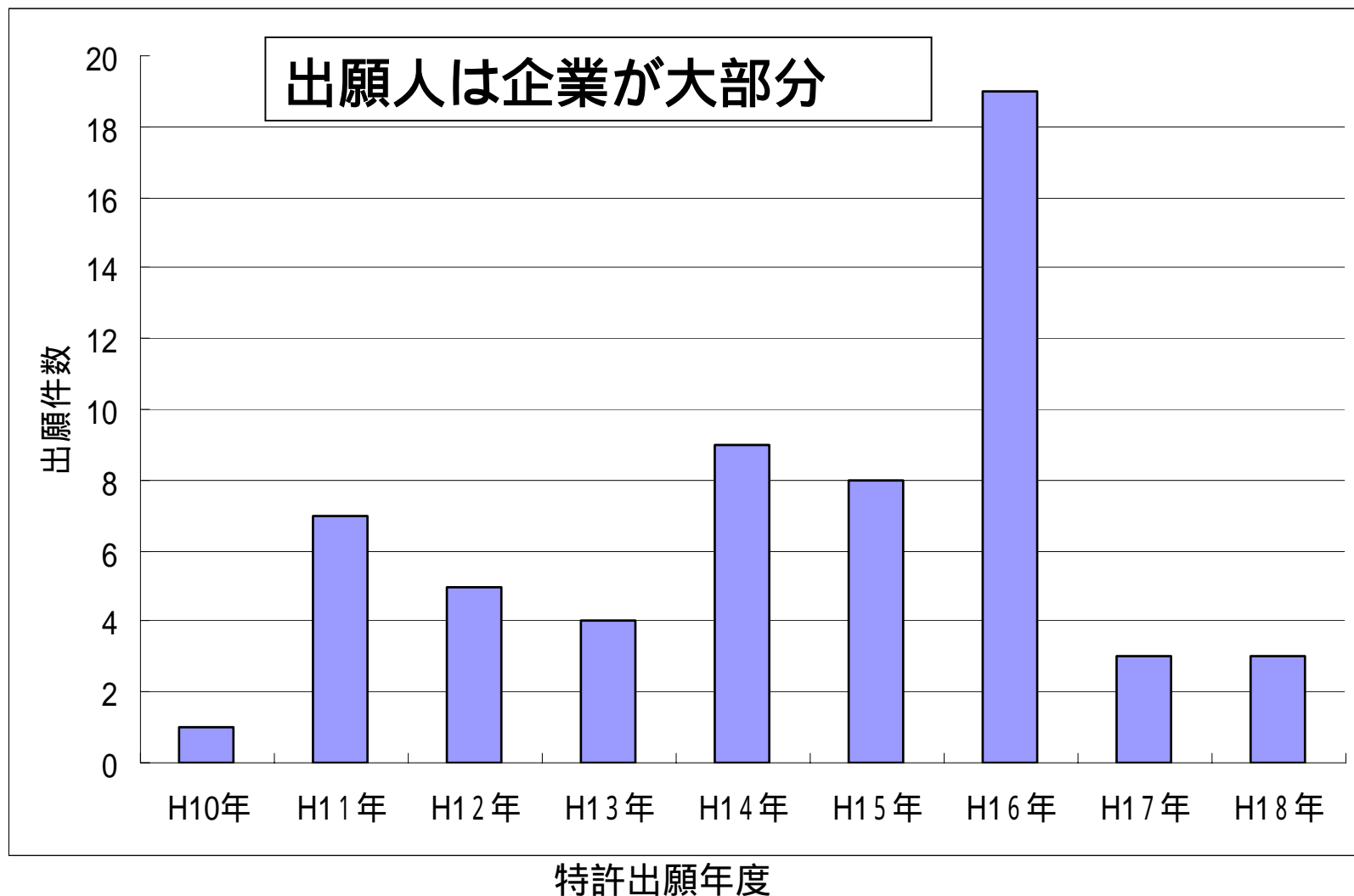
### 『真理愛好・個性尊重』

学びと知の探究を通じて、普遍的な学問体系の英知に触れる喜びを実感し、その過程で自己と他者の個性に気づき、互いの存在をこよなく尊重する。

## 神戸学院大学の目指す姿

- ・自己の可能性を引き出すことのできる大学
- ・社会をリードする活力に富んだ人材を育成する大学
- ・知を創造し、発信する大学
- ・地域の住民・産業界と共に進化する大学
- ・教育の本質を追究し、人権を尊重する大学

# 神戸学院大学の研究者の特許出願実績



# 神戸学院大学の受託研究等の外部資金

件数	H15	H16	H17	H18	H19
奨学寄附金	28	58	40	27	33
受託研究	8	5	10	11	9
合計	36	63	50	39	42

(単位:千円)

金額	H15	H16	H17	H18	H19
奨学寄附金	29,800	71,070	31,267	22,147	15,920
受託研究	11,202	2,900	13,694	18,040	20,618
合計	41,002	73,970	44,961	40,187	36,538

共同研究はH19年度1件(奨学寄附金等で受入実施)

# 神戸学院大学の知財関連組織、規程

- 知的財産管理組織(無し)
- 知的財産ポリシー(未制定)
- 職務発明規程(未制定)
- 産学連携組織(無し)
- 共同研究規程(2007年改定)
- 受託研究規程(2007年改定)
- 利益相反マネージメント規程(未制定)

# 神戸学院大学の知財の課題

- 産学連携に関する方針・規程等が無い
- 知的財産関連規程・組織が無い
- 共同研究、受託研究が少ない
- 発明は大学帰属でなく、個人帰属。
- 企業との共同研究成果は企業が出願  
(教官が出願人になっている場合もある)

産学連携・知的財産活動を行うための  
プラットフォームを作成する必要がある

# 神戸学院大学知的財産体制構築3ヶ年計画

## 2008年度:知的財産活動の基盤整備

特許出願を実施するための体制、規定を整備

特許を管理するための体制整備

特許を活用して、技術移転できる体制整備

## 2009年度:知的財産活動の開始と具体化

特許出願・管理の実施と具体化

知的財産全般への活動範囲を拡大

## 2010年度:知的財産活動の自立化への準備と実施

最終の組織と人員での活動



# 神戸学院大学の知的財産構築計画 (平成20年度)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大学内の知的財産管理部門構築									
1. 知的財産管理組織、規定類の整備	検討WGの立上げ	検討案の作成				報告案のまとめ	学内審議へ		制定
知財管理組織の検討	知財ポリシー、 <b>発明規程</b> 、 <b>管理組織</b> ・ <b>審議機関等</b> について検討し、原案を作成する。 大学の審議機関に提案し、新年度に制定できるようにする。								
知財審議機関の検討									
知財規程の検討									
2. 啓発・訓練									
教職員・学生の啓発		研究室訪問			学内セミナー実施(11月19日)				
知財管理担当者の教育訓練	担当者の設定	OJT・学外セミナー							
3. 外部機関との連携構築									
近畿経済産業局		近畿経産局実務者会議							
近隣関係団体	ひょうご神戸産学官 アライアンス参加		設立総会						
知的財産管理業務									
1. 権利化業務の標準化									
業務フロー・包袋管理ルール整備	出願フロー、包袋管理ルール、承継基準・外国出願基準・審査請求基準等を検討し、WGに諮りながら作成する。 <b>発明届</b> 、 <b>譲渡書</b> 、 <b>異議申立書</b> 、 <b>先行技術調査書</b> ……等必要書式を整備								
各種基準整備									
各種書式整備									
2. 発明発掘体制整備									
対応窓口の明確化			発明届や相談窓口を定める			研究室訪問を通じて発掘活動を実施			
OJTによる担当者教育						担当者のOJT実施			
3. 先行技術調査体制整備									
検索ツールの設定と指導	JSTPatM・公報固定アドレス設定					先行技術調査の委託先調査、検討(TLO, JST, 学内) 調査ツールを設定、調査講習会等を実施。			
4. 知財関連情報発信体制整備								情報発信のためのツール(HP等)を検討する。	
<知的財産活用業務>									
1. 外部機関の活用検討									
連携可能なTLO等調査	TLOひょうご、関西TLO等の外部機関を調査し、包括的な連携協定の可能性を検討する。								
連携の交渉・締結									
2. 技術シーズ発掘・集約・公開									
シーズの募集と集約	学内の技術シーズを調査・集約してシーズ集作成を検討する。近畿経産局シーズ集、JST(e-seeds)等への掲載公表を模索								
シーズ集の公表									
3. 技術移転関連活動									
関連契約書整備	ライセンスの考え方を整理し、基準・ガイドライン等を作成。技術ライセンス、発明譲渡のための <b>契約書雛形</b> 整備。 共同研究等の実業務を通じて、 <b>担当者のOJT</b> を支援する。								
基準、考え方整理									
契約・交渉業務支援									

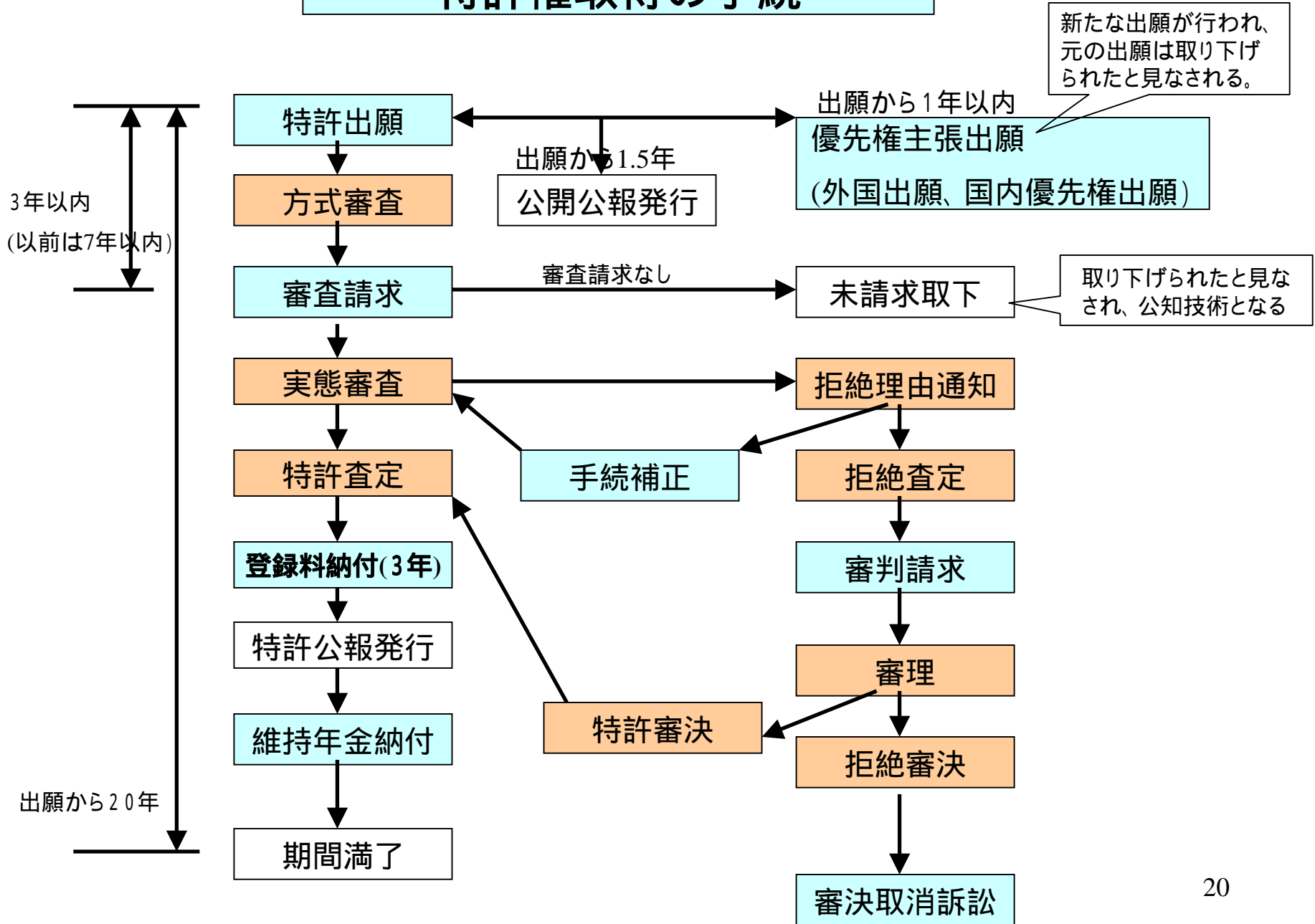
# 神戸学院大学の発明に関する基本の考え方

現在発明規程等を検討中

- 教職員だけでなく、学生を含めた規程とする
- 職務発明は大学帰属が原則
- 大学が承継しない場合は発明者に帰属
- 大学が承継した場合は発明者への補償  
承継、登録、許諾、譲渡の補償金
- 学外への技術移転を重視 (TLOの利用)

### 3. 知財活動で注意しておきたいこと

# 特許権取得の手続



## 特許出願に必要な費用(日本)

	全費用	(特許庁費用)
出願	350,000円	(15,000円)
審査請求	100,000円	* (93,300円)
中間処理(1回)	200,000円	
登録時(3年分納付)	150,000円	* (4,950円)
維持(9年まで)	198,500円	(118,500円)
維持(15年まで)	592,400円	(512,400円)
<b>合計</b>	<b>1,590,900円</b>	<b>(744,150円)</b>

\* アカデミックデイスカウト(半額減免)(出願料、登録料はH20年6月1日より変更)

費用算定の根拠: 請求項 = 5 明細書 = 8頁 図面 = 4枚

外国出願すると各国毎に同程度の費用がかかる

## 出願人(特許権者)と発明者

発明するのは自然人である。

- 出願人 = 発明者 or 承継人(法人可)
  - 特許権者(出願人)は業として特許発明の実施をする権利を専有する。
  - 出願権や特許権は移転(譲渡)できる。
- 
- 発明者は氏名を表示する名誉権を持つ。
  - 発明者の氏名表示権は移転できない。

# 教職員がした発明を大学が承継する根拠

## 特許法第35条(職務発明)

使用者等は、従業者等が職務発明について特許を受けたとき、その特許権について通常実施権を有する。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

- ・発明規程を制定し、職務発明の大学帰属を明確にする。
- ・積極的な技術移転活動を行い、知財の活用を推進する。
- ・知財からの収入を発明者に還元し、創造活動を推進する。

# 真の発明者は誰か？

真の発明者とは、

発明の**具体的着想**や**具体的解決手段**を提供し、

**技術的思想の創作行為**に**現実に加担し**、

**発明の完成に貢献した者**をいう (東京地裁判決)

## 単なる管理者・補助者・後援者は発明者ではない

- ・研究テーマだけの提示、研究過程の一般的な管理をしただけの**単なる管理者**
- ・研究グループ等のメンバーであったという**単なる参加者**
- ・単に技術情報を提供しただけの**単なる協力者**
- ・実験データをまとめただけ、実験を行っただけの**単なる補助者**
- ・研究のための設備や資金を提供しただけの**単なる後援者、委託者**



## 真の発明者の認定を誤まった場合

### 真の発明者では無い者を発明者とした場合

出願は却下される(特許法第36条1項2号)

### 真の発明者を加えずに特許出願した場合

冒認出願となり、拒絶・無効になる(特許法第49条6号)

(特許法第123条1項6号)

共同出願違反となり、拒絶・無効になる(特許法第38条)

(特許法第123条1項2号)

## 共同研究契約等の注意 1

- 共同研究から得られた発明は研究者の共有が原則(寄与度により持分勘案)
- 職務発明であれば、それぞれの所属組織に承継(譲渡)させる。(職務発明規定)
- 特許を受ける権利が共有 共同出願
- 共有の場合 権利者は自由に実施可能  
譲渡・許諾は同意が必要

受託研究から得られた発明は受託側研究者が発明者となる

# 知的財産の実施・譲渡等における 共有者の同意の要否

	出願	実施	出願権の 譲渡	権利の 譲渡・質権	許諾
特許					
実用新案	共同 実施	同意 不要	同意が必要		
意匠					
商標					
著作権	共有	合意が必要			
著作者人格権			譲渡・許諾できない		
回路配置利用権	共同 実施	同意 不要	同意が必要		
品種登録 (育成者権)					

権利者(出願人)は自由に実施できる

## 共同研究契約等の注意2

大学は実施機関ではないので、他者に  
ライセンスしないとメリットは無い。

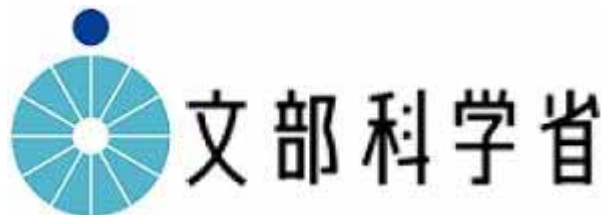
共有者(企業)の同意が得られない。

共有者の実施に対して、

応分のメリットを大学に与える。

(不実施補償を求める)

企業側に出願費用等を負担をしてもらう必要がある。



文部科学省

## 大学の知的財産関係**ホットライン**の開設

[Http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/08100123.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/08100123.htm)

文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課  
技術移転推進室

以下のような情報が解り易く解説されています。

是非参考にしてください。

1. 「共同・委託研究を中心とした発明者・出願人の  
考え方の整理等について」
2. 「始めて知財を担当する人のための大学知財の基礎入門」

## 共同研究への学生参加の課題

- 学生は職員でないため、職務発明規定等の大学規定類の適用ができない。
- 競合他社へ就職する可能性がある。
- 就職活動で研究内容の説明ができない。
- 共同研究契約で研究参加者を制限される。

- ・学生を共同研究に参加させない傾向にある。
- ・参加させる場合は、秘密保持、知的財産の権利承継等について契約を締結する。(大学の職員に準ずる対応)

# 新規性喪失の例外規定

## 第三十条(発明の新規性の喪失の例外)

特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明(公知)は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項(新規性)及び第二項(進歩性)の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

神戸学院大学は当該学術団体として登録されている。  
例外規定であり、できるだけ使用しない。

# 卒論発表会等の実施時の注意事項

## 1. 発明の新規性喪失の例外規定適用(特許法30条)

主催者: **神戸学院大学**とする(共催者として学部等)

**発明者**が**文書**をもって発表する(パワーポイントも可)

発表後**6ヶ月以内**に**30条適用**を記載して出願する。

出願後**30日以内**に適用の証明書類を提出する。

## 2. 問題点

**第3者がした出願は排除できない。**

**EPには適用されない**ので、特許は取れない。

このような問題点があるため、できるだけ利用しない



# 卒論発表会等の実施時の注意事項

## 3. **秘密保持契約**による対策(公知にしない対策)

出席者に秘密保持の**宣誓書**を書いてもらう。  
(**直筆の署名**でよい。)

発表書面や配布資料に**秘密書類**であることを  
明示する。

資料等はできるだけ配布しないようにする。

大学の廊下等(公の場所)に掲示しない。

いずれの対策も万全でないため、発表前に出願する

質問・疑問は [kanehisa@j.kobegakuin.ac.jp](mailto:kanehisa@j.kobegakuin.ac.jp)

# 学内報告会出席者名簿 兼 秘密保持宣誓書

記入後の本シートの取扱いは、主催者側責任者の保管となります。			ページ( / )
報告会名( で囲む):	卒業論文発表会	修士論文発表会	博士論文発表会
	その他( )		
主 催:	神戸学院大学	共 催:	
開催日時:	年 月 日		
開催場所:			
<b>宣 誓 書</b>			
<p><b>本日の報告会で知り得た研究内容ならびに参加機関等の一切の情報について、当該研究テーマの研究責任者の許可なく他に漏洩しないことを誓います。</b></p>			
	所属学科 or 組織名	氏 名	学籍番号(学生の場合) 備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			